

指名停止措置についての公表

● 指名停止を受けた業者

商号又は名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
水道機工株式会社	代表取締役 古川 徹	東京都世田谷区桜丘5-48-16
株式会社水機テクノス	代表取締役 原 毅	東京都世田谷区桜丘5-48-16

● 指名停止の内容

指名停止期間	令和5年3月2日 から 令和5年6月1日 まで（3月）
指名停止の理由	<p>資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者並びに主任技術者等として工事現場に配置し、また、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請により取得した経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いたことにより、関東地方整備局から令和5年2月10日付けで指示処分及び営業停止処分を受けたため。</p> <p>※香南市建設工事請負業者指名停止措置要綱（建設業法違反行為） 「別表第2の第20号 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。」に該当。</p>